

鎌ヶ谷市要保護及び準要保護児童生徒就学援助事務取扱要綱

制定 平成24年2月3日教育委員会告示第1号

改正 平成25年3月4日教育委員会告示第1号

平成26年1月28日教育委員会告示第1号

平成26年5月7日教育委員会告示第5号

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第19条の規定に基づき、経済的理由により就学困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し、必要な援助（以下「就学援助」という。）を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 就学援助の対象者は、市内に住所を有し、法第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒の同法第16条に規定する保護者（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）に基づく区域外就学の承諾を受けた者を含む。）で次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）

(2) 前年度又は当該年度において、次に掲げるいずれかの状態にあり、次条の認定基準に該当し、要保護者に準ずる程度に困窮している者（以下「準要保護者」という。）

ア 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者

(ア) 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止

(イ) 地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の62の規定に基づく個人の事業税の減免、同法第295条第1項の規定に基づく市民税の非課税又は同法第323条の規定に基づく市民税の減免又は同法第367条の規定に基づく固定資産税の減免

(ウ) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条及び第90条の規定に基づく国民年金の保険料の免除

(エ) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条の規定に基づく保険料の減免又は徴収の猶予

(オ) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条の規定に基づく児童扶養手当の支給

(カ) 生活福祉資金貸付制度による貸付け

イ ア以外の者で次のいずれかに該当する者

(ア) 職業が不安定で、生活が困難と認められる者

(イ) 経済的理由で児童又は生徒の学校での欠席日数が多い者

(認定基準)

第3条 前条の準要保護者は、世帯の総収入額が平成25年4月1日において国が定める鎌ヶ谷市の生活保護基準額のうち別表第1に掲げる額を合算したもの（以下「生活保護基準」という。）の1.3倍未満の者を準要保護第Ⅰ段階認定者とし、生活保護基準の1.3倍以上1.5倍未満の者を準要保護第Ⅱ段階認定者とする。

(就学援助費)

第4条 就学援助の支給額（以下「就学援助費」という。）の範囲は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 学用品費 児童又は生徒が各教科及び特別活動の学習に通常必要とする学用品の購入に要する費用
- (2) 通学用品費 小学校又は中学校の第2学年以上に在学する児童又は生徒が通常必要とする通学用品（通学靴、雨靴、雨傘、上履き、帽子等をいう。）の購入に要する費用
- (3) 新入学児童生徒学用品費等 小学校又は中学校に入学する者が通常必要とする学用品、通学用品（ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、雨靴、雨傘、上履き、帽子等をいう。）の購入に要する費用
- (4) 体育実技用具費 中学校の第1学年に在学する生徒が体育の柔道又は剣道の授業の実施に必要な体育実技用具のうちいずれかの用具の購入に要する費用
- (5) 校外活動費（宿泊を伴わないもの） 児童又は生徒が学校行事として宿泊を伴わない校外活動に参加するために必要な費用
- (6) 校外活動費（宿泊を伴うもの） 児童又は生徒が学校行事として宿泊を伴う校外活動に参加するために必要な費用
- (7) 修学旅行費 児童又は生徒が、小学校又は中学校を通じてそれぞれ1回参加する修学旅行に要する費用のうち、修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費及び見学料並びに均一に負担すべきこととなる記念写真代、医薬品代、旅行傷害保険料、添乗員経費、しおり代、荷物搬送料、通信費、旅行取扱料金等の費用
- (8) 学校給食費 児童又は生徒の学校給食費
- (9) 医療費 児童又は生徒が、学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条に規定する疾病にかかっていることが判明し、学校において治療の指示を受けた者に対してその疾病の治療のための医療に要した保護者が負担する費用（支給額）

第5条 前条に掲げる就学援助費は、別表第2に定める額とし、予算の範囲内で支給することができるものとする。

(申請手続)

第6条 就学援助を受けようとする保護者(以下「申請者」という。)は、申請理由、児童生徒の家庭状況その他必要事項を記載した就学援助費受給申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）に必要な書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請書の提出は、児童又は生徒の在学する学校の校長（以下「校長」という。）を経由して行うものとする。

3 校長は、前項の規定により提出された申請書に不備がないと認めたときは、就学援助受給申請者名簿（別記第2号様式。以下「申請者名簿」という。）を添えて教育委員会に提出しなければならない。

(認定)

第7条 教育委員会は、前条の規定による申請書の提出があったときは、当該申請書を審査したうえ、就学援助の認定の可否を決定し、校長に要保護及び準要保護児童生徒就学援助費決定通知書（別記第3号様式）により通知するものとする。

2 前項の決定をしたときは、申請者に就学援助費受給決定通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

（期間）

第8条 就学援助を受けることができる期間は、前条により教育委員会が通知した認定日から当該年度の3月末日までとする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（支給方法）

第9条 就学援助費の支給は、第7条の規定により認定された者（以下「受給者」という。）から申請書により委任を受けた校長に対して行うものとする。

（認定の取消し等）

第10条 対象児童又は生徒が年度の中途において、転学、死亡又は第2条に該当しなくなったときは、受給者又は校長は、速やかに教育委員会へ報告しなければならない。

2 教育委員会は、前項の報告を受けたとき又は虚偽の申請により就学援助を受けたときは第7条第1項の認定を取り消すことができる。

（返還）

第11条 教育委員会は、前条第2項の規定により、認定を取り消したときは、就学援助費の一部又は全部を返還させることができる。

（委任）

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月4日教育委員会告示第1号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年1月28日教育委員会告示第1号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年5月7日教育委員会告示第5号）

この告示は、公示の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

別表第1（第3条関係）

基準生活費表第1類に定められた金額
基準生活費表第2類より得られた金額
冬期加算表より得られた金額
住宅扶助表より得られた金額
教育扶助表より得られた金額
母子等加算表より得られた金額

別表第2（第5条関係）

支給対象となる費目	支給額（年額）		支給対象者
	小学校	中学校	
学用品費	11,420 円	22,320 円	準要保護第Ⅰ段階認定者
通学用品費	2,320 円	2,320 円	準要保護第Ⅰ段階認定者
新入学児童生徒学用品費等	20,470 円	23,550 円	準要保護第Ⅰ段階認定者
体育実技用具費		柔道 7,510 円 剣道 51,940 円	準要保護第Ⅰ段階認定者
校外活動費（宿泊を伴わないもの）	原則実費	原則実費	準要保護第Ⅰ段階認定者 準要保護第Ⅱ段階認定者
校外活動費（宿泊を伴うもの）	原則実費	原則実費	準要保護第Ⅰ段階認定者 準要保護第Ⅱ段階認定者
修学旅行費	原則実費	原則実費	要保護者 準要保護第Ⅰ段階認定者 準要保護第Ⅱ段階認定者
学校給食費	原則実費	原則実費	準要保護第Ⅰ段階認定者 準要保護第Ⅱ段階認定者
医療費	治療に要した費用（保護者負担額）		要保護者 準要保護第Ⅰ段階認定者

備考

- 1 通学用品費、新入学児童生徒学用品費等は、4月1日から4月末日の間に認定した場合に支給する。なお、新入学児童生徒学用品費等の支給対象者には、通学用品費を支給しない。
- 2 教育委員会が月の途中で準要保護者として認定したときは、学用品費は、認定した月以降分を原則月割り支給する。
- 3 体育実技用具の購入経費が支給額を下回った場合は、当該購入に要した費用を支給額とする。

別記
第1号様式(第6条関係)

就学援助費受給申請書

下記児童生徒について、就学援助費の支給を受けたいので申請します。

なお、教育委員会が就学援助受給認定を行うにあたり、住民基本台帳、課税台帳、児童扶養手当の受給状況等について、鎌ヶ谷市教育委員会が調査することに同意します。

また、認定された場合は、児童生徒が在学する学校長を代理人と定め、就学援助費の請求・受領・管理にかかる一切の権限を委任します。

就学援助以外の福祉制度の案内やその手続きを行うために、民生委員児童委員に通知することについて【 同意します ・ 同意しません 】。(どちらかを○で囲んでください。)

鎌ヶ谷市教育委員会 宛

年 月 日

保護者氏名

印

住所	鎌ヶ谷市		電話			
学校名	市立 学校 (一つの学校につき申請書は1枚必要です。)					
児童・生徒	氏名(フリガナ)	保護者との続柄	生年月日	年齢	学年・組	担任印
			年 月 日		年 組	
			年 月 日		年 組	
			年 月 日		年 組	
同じ児童に生徒と方生計を	氏名(フリガナ)	保護者との続柄	生年月日	年齢	勤務先又は在学校名(学年)	
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
世帯人員の合計	人	前年度就学援助を【 受けている ・ 受けていない 】				
居住状況	(1) 持家又は同居		(2) 借間・借家 (家賃月額 円)			
ひとり親家庭(父子・母子)	(1) 死別 (年 月)		(2) 離別 (年 月)			
手当・援助等	児童扶養手当・その他() 【年額・月額】 円	年金等	遺族年金・障害者年金・その他() 【年額・月額】 円			
申請理由(できるだけ詳しく書いてください。)						

※申請に偽りがあった場合は、認定を取り消し、支給された就学援助費を返還していただきます。

市教委決定欄	認定基準額(年額・月額)	認 定 (月 日付)	取り下げ 月 日
	申請世帯の総収入額(年額・月額)	不認定 (月 日付) ①収入基準超過 ②書類不備 ③その他 ()が不備 ()	
	円		
	円		

様

鎌ヶ谷市教育委員会

就学援助費受給決定通知書

下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 該当児童生徒

児童生徒氏名	学校名	学年	決 定	備 考

2. 援助内容

3. 援助方法

4. その他